

浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等の助成に関する規則（平成5年規則第42号）の一部改正

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>浦安市高齢者世帯等住み替え費用の助成に関する規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、民間の賃貸住宅（<u>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅及びグループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。）を含む。以下同じ。）</u>）に居住している高齢者世帯等に対し、<u>住み替え費用</u>の一部を助成することにより、高齢者世帯等の居住の安定の確保及び居住水準の向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>住み替え</u> 次のいずれかに該当することをいう。</p> <p>ア <u>民間の賃貸住宅に居住している高齢者世帯等が、当該住宅について、取壊し又は建替えのため立ち退きを求められた場合に、市内の民間の賃貸住宅に転居すること。</u></p> <p>イ <u>民間の賃貸住宅に居住している高齢者世帯等が、当該住宅について、エレベーターの設置されていない住宅又はエレベーターの停止階にない2階以上の住宅の場合に、身体上の理由により、1階にある、又はエレベーターの停止階にある市内の民間の賃貸住宅に転居すること。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>住み替え費用</u> <u>住み替えにより必要となる費用であって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>ア <u>新たな住居に係る賃貸借契約に基づき支払った礼金、敷金及び仲介手数料</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等の助成に関する規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、民間の賃貸住宅に居住している高齢者世帯等に対し、<u>住み替えにより必要となる家賃等</u>の一部を助成することにより、高齢者世帯等の居住の安定の確保及び居住水準の向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 同 左</p> <p>(1) <u>住み替え</u> <u>民間の賃貸住宅に居住している高齢者世帯等が、当該住宅について、取壊し若しくは建替えが行われる等の理由により立ち退きを求められた場合又は老朽化若しくは狭あい化等の事情により住宅環境が劣悪であると認められた場合に、市内の他の民間の賃貸住宅に転居することをいう。</u></p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) <u>家賃等</u> <u>家賃、転居一時金及び契約更新料をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>イ 転居の際、引越事業者に支払った当該転居に係る費用</u> <u>ウ 死亡した場合の残置物の処理又は原状回復に係る費用を補償する損害保険料</u> (対象世帯)</p> <p>第3条 <u>住み替え費用の助成を受けることができる世帯は、本市に1年以上居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者を構成員とする世帯のうち、第5条に規定する助成の申請をしようとする日の属する年度の市町村民税（その日が4月1日から6月30日までの間の日である場合にあっては、前年度の市町村民税）が非課税であるものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯を除く。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>前号に該当しない世帯で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものに該当するもの</u></p> <p><u>ア 前条第1号アに該当する場合 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者手帳所持者」という。）を含む世帯、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障がい者と判定され療育手帳の交付を受けた者を含む世帯、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を含む世帯及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者</u></p>	<p>(対象世帯)</p> <p>第3条 <u>家賃等の助成を受けることができる世帯は、本市に1年以上居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者を構成員とする世帯で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級から3級までの障がいに該当する身体障がい者を含む世帯及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において中度以上の知的障がい者と判定された者を含む世帯</u></p>

改正後	改正前
<p>者」という。)を含む世帯</p> <p><u>イ 前条第1号イに該当する場合 身体障害者手帳所持者のうち身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者程度等級表に定める1級又は2級の障がいにあるもの又は難病患者で、移動に困難を伴うものを含む世帯</u></p> <p><u>2 前項の住み替え費用の助成を受けることができる世帯において、同一の住居に複数の世帯が居住する場合は、同一の世帯とみなす。</u></p> <p><u>3 第1項の住み替え費用の助成を受けることができる世帯は、住み替え前と住み替え後の世帯の構成員が同一のものとする。</u></p> <p><u>(助成金の額)</u></p> <p><u>第4条 助成金の額は、現に要した住み替え費用の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数金額を切り捨てる。)とし、250,000円を上限額とする。</u></p> <p><u>2 前項の費用の積算に当たっては、第2条第3号イに定める費用の額は、現に要した費用の額の2分の1とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、住み替え費用に関し、他の制度により助成を受けることができる場合には、当該制度により助成を受けることのできる額を減じて得た額とする。</u></p> <p>(助成の申請)</p> <p><u>第5条 住み替え費用の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)</u></p>	<p>(助成の範囲)</p> <p><u>第4条 家賃等の助成は、次に掲げる額(1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数金額を切り捨てる。)とする。ただし、他の制度により助成を受けることができる場合には、当該制度により助成を受けることのできる額を減じて得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 家賃 80,000円又は転居後の住宅(再度転居した場合は、当該転居後の住宅。以下「新住居」という。)の当初の家賃月額のうち少ない方の額から転居前の住宅(以下「現住居」という。)の家賃月額を差し引いた額に相当する額。ただし、40,000円を限度とする。</u></p> <p><u>(2) 転居一時金 新住居に係る賃貸借契約に基づき支払った礼金、敷金及び仲介手数料の合算額に相当する額。ただし、400,000円を限度とする。</u></p> <p><u>(3) 契約更新料 新住居の賃貸借契約を更新する際に支払った更新料に相当する額。ただし、160,000円を限度とする。</u></p> <p><u>2 前項第1号に規定する家賃の助成は、月を単位として行うものとする。ただし、月の中途に賃貸借契約を締結又は解約した場合のその月分の家賃の助成は、その月における当該賃貸借契約期間の日数を基礎とした日割りにより算出して得た額とする。</u></p> <p>(助成の申請)</p> <p><u>第5条 家賃等の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住</u></p>

改正後	改正前
<p>は、<u>住み替えをする前に、浦安市高齢者世帯等住み替え費用助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第2条第1号アに該当する場合にあっては、現住居の取壊し又は建替えの計画に関する家主の証明書（別記第2号様式）</u></p> <p>(2) <u>省略</u></p> <p>(3) <u>同一住居に居住する者全員に係る市町村民税が非課税であることを証明する書類</u></p> <p>(4) <u>第3条第1項第2号に該当する者にあっては、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は難病患者であることを証する書類の写し</u></p> <p>(5) <u>第3条第1項第2号イの世帯にあっては、移動に困難を伴うことを証する医師の意見書（身体障害者手帳所持者で身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める視覚障害又は肢体不自由の障がいを含むものを除く。）</u></p> <p>(6) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項第3号から第5号までの書類について市が保有する情報により確認することに同意（同項第3号の書類については、同一住居に居住する者全員の同意）があった場合は、当該書類の添付を要しない。</u></p> <p>（助成の可否の決定等）</p> <p>第6条 市長は、<u>前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、浦安市高齢者世帯等住み替え費用助成可否決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、当該決定後6か月以内に住み替えを行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、当該期間を延長することができる。</u></p>	<p>み替えをする前に、<u>浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>現住居の取壊し又は建替えの計画に関する家主の証明書（別記第2号様式）又は住宅環境調書（別記第3号様式）</u></p> <p>(2) <u>同左</u></p> <p>(3) <u>第10条に規定する所得を証明する書類</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p> <p>（助成の可否の決定等）</p> <p>第6条 市長は、<u>前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等助成可否決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(支給の申請)</p> <p>第7条 助成決定者は、<u>住み替え後3か月以内に、浦安市高齢者世帯等住み替え費用支給申請書（別記第4号様式）</u>に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 新住居に係る賃貸借契約書の写し (2) <u>住み替え費用を支払ったことを確認することができる書類</u> (3) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p>	<p>(支給の申請)</p> <p>第7条 助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、<u>新住居の賃貸借契約を締結したときは、浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等支給申請書（別記第5号様式）</u>に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 新住居に係る賃貸借契約書の写し (2) <u>転居一時金として支払った額を証明する書類</u></p> <p>2 <u>助成決定者は、新住居の家賃が改定されたとき又は賃貸借契約の更新をしたときは、浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等改定・契約更新料支給申請書（別記第6号様式）</u>に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) <u>契約更新後の賃貸借契約書の写し</u> (2) <u>契約更新料として支払った額を証明する書類</u></p>
<p>(助成金額の決定)</p> <p>第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、<u>浦安市高齢者世帯等住み替え費用支給決定通知書（別記第5号様式）</u>により、助成決定者に通知するものとする。</p>	<p>(助成金額の決定)</p> <p>第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、<u>浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等支給決定通知書（別記第7号様式）</u>により、助成決定者に通知するものとする。</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第9条 <u>助成金の支給は、次に掲げる区分により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>家賃の助成は、月ごとに当該月の前月分を支給するものとする。ただし、支給すべき事由が消滅した場合におけるその月の助成金は、その支給する月でない月であっても、支給することができる。</u></p> <p>(2) <u>転居一時金及び契約更新料の助成は、申請した日の属する月の翌月に支給するものとする。</u></p> <p>(助成の制限)</p> <p>第10条 市長は、<u>第4条の規定にかかわらず、高齢者世帯等に属する者の前年の所得が、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第5条第1号に規定</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>する基準額の上限に12を乗じて得た額以上の所得があるときは、助成しない。</u></p> <p><u>(変更の届出)</u></p> <p><u>第11条 助成決定者は、申請事項に変更が生じたときは、浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等変更届（別記第8号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(現況届)</u></p> <p><u>第12条 助成決定者は、毎年6月1日から同月末日までの間に、その年の6月1日における世帯の現況及び前年の所得の状況を浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等現況届（別記第9号様式）により、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(支給の停止)</u></p> <p><u>第13条 助成決定者が第10条の規定に該当したときは、助成を停止するものとし、その期間は、1年とする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により助成を停止したときは、浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等支給停止通知書（別記第10号様式）により、助成決定者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(受給資格の喪失)</u></p> <p><u>第14条 助成決定者は、次の各号の一に該当するときは、受給資格を喪失するものとする。</u></p> <p><u>(1) 第3条に規定する世帯に該当しなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 賃貸借契約を解除したとき。</u></p> <p><u>(3) 前条第1項に規定する期間を経過した後においても、所得が第10条に規定する額を超えているとき。</u></p> <p><u>2 助成決定者は、前項の各号の一に該当するときは、速やかに浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等受給資格喪失届（別記第11号様式）により、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(台帳の整備)</u></p>

改正後	改正前
<p>(助成の決定の取消し及び返還)</p> <p>第9条 市長は、偽りその他不正の手段により<u>住み替え費用</u>の助成を受けた者、<u>第6条第2項の期間</u>(同項ただし書の規定により延長した場合の期間を含む。)内に<u>住み替えを行わなかった者又は第7条の規定により住み替え後3か月以内に支給の申請をしなかった者</u>があるときは、<u>住み替え費用</u>の助成の決定を取り消し、又は既に支給した<u>住み替え費用</u>の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、<u>住み替え費用</u>の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>別記第1号様式から別記第5号様式まで 別添のとおり</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この規則は、令和4年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>附則第4項から第6項までの規定 令和6年6月1日</u></p> <p>(2) <u>別記第2号様式の改正規定(「氏 名」を「氏 名(自署)」に改める部分並びに「㊟」及び「()」を削る部分に限る。) 公布の日</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>改正後の浦安市高齢者世帯等住み替え費用の助成に関する規則の規定は、施行日以後の助成の申請に係る住み替え費用の助成について適用する。</u></p> <p>3 <u>改正前の浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等の助成に関する規則(以下</u></p>	<p>第15条 <u>市長は、助成を行ったときは、浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等助成台帳(別記第12号様式)に記録し、その助成の状況を把握しなければならない。</u></p> <p>(助成の決定の取消し及び返還)</p> <p>第16条 市長は、偽りその他不正の手段により<u>家賃等</u>の助成を受けた者があるときは、<u>家賃等の助成の決定を取り消し、又は既に支給した家賃等の全部又は一部を返還させることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この規則に定めるもののほか、<u>家賃等</u>の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>別記第1号様式から別記第12号様式まで 別添のとおり</p>

改正後	改正前
<p><u>「旧規則」という。) 第5条の規定により申請をした者に係る旧規則の規定は、なおその効力を有する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧規則の規定第10条中「高齢者世帯等に属する者の前年の所得が、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第5条第1号に規定する基準額の上限に12を乗じて得た額以上の所得がある」とあるのは「第12条の現況届により、高齢者世帯等に属する者全員に係る当該年度の市町村民税が非課税でない」と、同第12条中「前年の所得」とあるのは「当該年度の市町村民税の課税」と、同第14条第1項第3号中「所得が第10条に規定する額を超えている」とあるのは「第12条の現況届により、高齢者世帯等に属する者全員に係る当該年度の市町村民税が非課税でない」と読み替えて適用する。</u></p> <p>5 <u>前項の規定により読み替えて適用される旧規則の規定第12条に規定する現況届については、別に定めるものとする。</u> <u>(旧規則の特例措置)</u></p> <p>6 <u>市長は、旧規則第6条の規定により助成の決定を受けた者のうち、附則第4項の規定による読み替え後の旧規則第13条第1項の規定により助成を停止されたものが、同項に規定する期間の間に、現家賃より低額の賃貸住宅に転居するときは、250,000円を限度に、転居一時金、引越事業者に支払った当該転居に係る費用の2分の1の額及び死亡した場合の残置物の処理又は原状回復に係る費用を補償する損害保険料を支給することができる。この場合における申請その他の手続については、別に定めるものとする。</u></p>	